

京都市告示第679号

京都市と京都府との間の計量に係る事務委託に関する規約の施行に伴い、計量法第32条の規定により、京都市指定定期検査機関から次のとおり業務廃止の届出がありました。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市指定定期検査機関の名称	業務廃止する定期検査の業務の範囲	業務廃止の年月日	業務廃止の事由
一般社団法人 京都府計量協会	京都市指定定期検査機関として行う次の定期検査業務の全部 ・特定計量器の種類 質量計 ・実施地域 京都市全域	平成28年4月1日	京都市と京都府との間の計量に係る事務委託に関する規約の施行によるもの。

(計量検査所)